

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

伝統的酒造り

杜氏・蔵人等がこうじ菌を用い、日本各地の気候風土に合わせて経験に基づき築き上げてきた酒造り技術(日本酒、焼酎、泡盛など)がユネスコ無形文化遺産に登録。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12/9(月) 先勝	皇后さま61歳の誕生日
10(火) 友引	源泉所得税の納付期限、ノーベル平和賞授賞式
11(水) 先負	
12(木) 仏滅	今年の漢字発表(京都・清水寺)
13(金) 大安	スピードスケート・全日本選手権
14(土) 赤口	
15(日) 先勝	年賀郵便特別扱い開始

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/2(月)	38,513 △305	150.24 ▼0.26
3(火)	39,249 △736	150.01 △0.23
4(水)	39,276 △27	150.39 ▼0.38
5(木)	39,396 △120	149.77 △0.62
6(金)	39,092 ▼304	150.09 ▼0.32

NISA口座に関する相続時の取扱い

本年からNISA制度が拡充されたことで資産運用を始める方が増加しています。

◆ NISA口座を相続した場合は

NISAは金融機関に開設したNISA口座内で投資した上場株式や投資信託等による配当や売却益等が非課税となる制度で、本年1月から一定の投資信託が対象となる「つみたて投資枠(年間投資上限120万円)」と、上場株式なども対象となる「成長投資枠(同240万円)」の併用により年間360万円まで投資でき、無期限で非課税保有できる制度になりました(NISA口座で保有できる上場株式等は買付額ベースで1800万円まで)。

NISA口座を開設している方が亡くなった場合は、その時点で非課税措置は終了します。NISA口座で保有していた上場株式等は相続財産となり、その上場株式等を取得する相続人の課税口座(特定口座又は一般口座)に受入れることとなります(受入れる際の取得日は相続発生日、取得価額は相続発生日の時価)。

◆ 相続人のNISA口座への受入れはできる？

被相続人のNISA口座自体を相続人が引き継ぐことはできず、相続人が開設しているNISA口座に相続した上場株式等を受入れることもできないため、相続後は非課税での運用はできません。

なお、被相続人のNISA口座で保有していた上場株式等を相続した相続人は、口座が開設されている金融機関に「非課税口座開設者死亡届出書」を提出する等の手続きが必要となりますが、相続発生日から届出書を提出するまでの間に支払われた配当金等は課税対象となります。

■ この記事の詳細は、情報BOX201547

扶養控除等申告書の内容に異動がない場合は

令和7年分の扶養控除等申告書から、前年に提出した扶養控除等申告書の記載事項の全てに異動がない場合は、異動がない旨を申告書の余白に記載することで本人の氏名や住所等以外は記載不要となる「簡易な申告書」の提出が認められます。

例えば、控除対象扶養親族の年齢の変動で控除の区分が変わる場合(19歳に達し特定扶養親族に該当する等)や所得見積額が48万円超となり控除対象扶養親族の対象外となる場合などは異動があったものとなり、簡易な申告書は提出できません。

なお、給与等の支払者は簡易な申告書の提出を受ける場合、前年の扶養控除等申告書の記載内容を把握できるようにしておく必要があります。

給与所得者が行う確定申告(還付申告)

令和6年分の所得税の確定申告期間は令和7年2月17日～3月17日です。大部分の給与所得者は年末調整で所得税が精算されるため確定申告は必要ありませんが、*給与収入が2千万円超の方、*給与所得や退職所得以外の所得金額が合計20万円超の方などは確定申告が必要となります。

また、確定申告が必要ない方も年末調整では受けられない医療費控除や雑損控除、寄附金控除などを適用する場合は還付申告をします(還付申告は確定申告期間に関係なく1月から提出可能)。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

NISA 口座内の上場株式等を相続した場合の取扱い

◆NISA 制度の概要

NISA（少額投資非課税制度）は金融機関に開設した NISA 口座を通じて上場株式や上場 ETF、株式投資信託等に投資すると、本来 20.315%が課税される配当金や売買益等が非課税となる制度です。

令和 6 年 1 月から NISA 口座は、「つみたて投資枠（年間投資上限 120 万円）」と「成長投資枠（年間投資上限 240 万円）」で構成され、併用により年間 360 万円まで投資が可能となり、無期限で非課税保有できるなど抜本的に拡充されました。ただし、NISA 口座で保有する商品の金額（非課税保有額）には、買付額ベースで 1,800 万円の限度額が設定されており、年間投資上限額の範囲内でも限度額を超えて投資することはできません。

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資上限額	120 万円	240 万円
非課税保有期間	無期限	
非課税保有限度額	1,800 万円（うち成長投資枠は 1,200 万円まで） ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）	
投資対象商品	積立・分散投資に適した投資信託	上場株式・投資信託等
対象年齢	18 歳以上	

◆NISA 口座を開設している親族が亡くなった場合は

NISA 口座を開設していた方が亡くなった場合、その NISA 口座で保有していた上場株式や投資信託等の金融商品により生じる利益に対しては相続発生時点まで非課税措置が適用されます。

また、NISA 口座で保有していた上場株式等は相続財産に含めて相続税の計算をします。したがって、被相続人の財産を相続する相続人は上場株式等の評価額などを加えた相続財産価額から債務等を控除した課税価格が基礎控除額（3,000 万円＋600 万円×法定相続人数）を超える場合は、相続税の課税対象となり申告が必要となります。

なお、被相続人の NISA 口座で保有していた金融商品を相続した相続人は、相続により取得する上場株式等を相続人の特定口座又は一般口座のいずれかに受け入れることとなります。この場合、受け入れる上場株式等の取得日は相続が発生した日となり、取得価額は相続が発生した日の時価となるため、相続時点で含み益が生じている場合でも所得税等は課税されませんが、相続後に生じた利益は課税対象となります。

◎留意点

- ・相続により NISA 口座で保有されていた上場株式等を取得する場合、NISA 口座自体を相続することはできません。
- ・相続人が NISA 口座を開設している場合でも NISA 口座には新たに購入した上場株式等及び NISA 口座で保有する上場株式等の組織再編等により取得した上場株式等しか受け入れることができないため、相続人の NISA 口座に相続した上場株式等を受入れることはできません。
- ・相続の発生日から実際に相続人の特定口座又は一般口座へ移管するまでの間に、被相続人の NISA 口座で支払われた配当金や含み益がある場合には、所得税等が課税されることとなります。

◎手続き等

NISA 口座を開設している方が亡くなった際は、口座が開設されている金融機関に連絡を入れて手続きを行わなければなりません。

NISA 口座の上場株式等を相続した相続人は、被相続人が亡くなったことを知った日以後遅滞なく「非課税口座開設者死亡届出書」等を被相続人の NISA 口座を開設されている金融機関に提出する必要があります。

また、NISA 口座の上場株式等を相続人の特定口座に受け入れる場合は、被相続人の NISA 口座が開設されている金融機関に「相続上場株式等移管依頼書」を提出する必要があります。

なお、相続人の特定口座に受け入れる場合、相続人の特定口座は被相続人の NISA 口座が開設されている金融機関と同一の金融機関に開設していることが必要となるほか、相続により取得した上場株式等のうち同一銘柄は全てその特定口座に移管する必要があります。